

部会報告素案に盛り込む意見

1. 届出制への移行について

規制対象となる「指定事業所」の設置や施設等の変更を許可制から届出制にすることについて、市民の健康で快適な生活環境の確保を図るという観点から議論があった。

条例見直し後の届出制は、あらかじめ届出をさせたうえで、届出内容を審査し、基準に適合しないと認めるときは、計画等について改善の指導を行い、改めて届出を行わせることにより、より良い計画内容としていく制度であり、許可制と比較して、その過程で行政と事業者間の密なコミュニケーションにより、共によい社会を作っていくという意味もある。

したがって、見直し後の制度の運用にあたっては、行政としてその意見を理解したうえで、届出と計画変更に関する新たな制度を適切に運用していくこと。

2. 地下水採取規制について

現行条例の見直しを行うことにより、地下水の採取について、一定の枠組みを設けた上で新たな採取を認めることとなるが、地盤沈下は一旦発生すると回復が困難であるという特性があることから、その未然防止が重要であることはいうまでもない。

このことから、従来から市が実施している地盤沈下一級水準測量を継続するとともに、既に実施している、公共施設での地下水位測定や地下水採取のための代替施設を設置した事業者による地下水位の測定・報告など、情報収集のさらなる充実などにより、地盤環境の監視を強化することを要望しておく。

また、地下水位等の情報については、市民が自らの目で監視できるよう積極的な公表を要望する。

なお、地盤環境に関する新たな監視手法についても、調査研究を継続することを求めておく。

3. 環境基本条例との関係

今回の見直しにより、現行の条例に規定されている市・事業者の責務などに関する規定を削除することになる。

これについては、本条例の理念的な面は、環境基本条例の理念に則って制定されていることを明確に示したうえで、適切に制度を運用していくこと。

4. 将来の見直し

将来状況が変化した場合や、予想外の公害が発生し、人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認める事態が発生した場合には、法令等との整合を図りつつ、すみやかに条例を見直すことにより、適切な施策を推進することを求めておく。